

2019年度文部科学省事業説明

(発達障害支援及び関係機関の連携による
支援体制の充実支援に係る事業について)

平成31年2月8日

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1. 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業
2. 学校と福祉機関の連携支援事業
3. 切れ目ない支援体制整備充実事業
4. 2019年度特別支援教育関係予算（案）
5. その他

発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

2019年度予算額（案） 213百万円
（前年度予算額 280百万円）



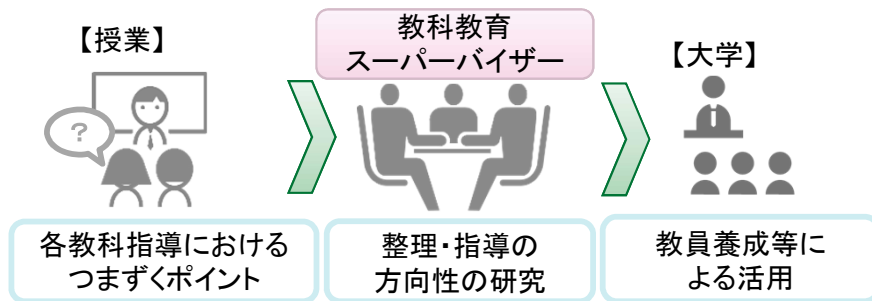
文部科学省

背景 発達障害を含む障害のある児童生徒に対する支援は、全ての学校・学級に求められており、特に、発達障害の可能性のある児童生徒について、通級による指導や通常の学級における支援の充実が必要となっている。また、2016年に発達障害者支援法の一部改正法、障害者差別解消法が施行し、発達障害児に対して、可能な限り発達障害でない児童と共に教育を受けられる配慮をすること、また、合理的配慮を提供することが求められている。

1. 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する教科指導法研究事業 114百万円

通常の学級における担当教員の質の向上を図るため、教科ごとの学習上のつまずきなど、発達障害の可能性のある児童生徒に対する効果的な指導方法の研究を行う。また、教員養成課程における教授方法の開発を行う。

【教育委員会、大学、学校法人 24箇所】

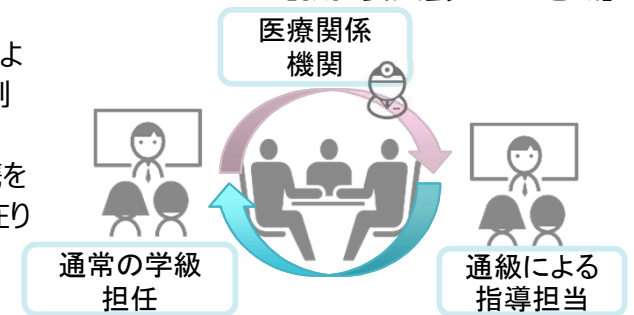


2. 発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業 59百万円

発達障害に係る通級による指導の担当教員等の質の向上を図るため、教育委員会における教員向けの研修体制を構築するとともに、必要な指導方法について医療関係機関等と連携しつつ研究を行う。

【教育委員会 18地域】

- 教育委員会における通級による指導担当教員の研修体制の整備
- 通常の学級の担任との連携を深化させるための専門性の在り方の研究 など



3. 発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業 28百万円

学校において児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮の在り方について研究事業を行う。

【教育委員会、大学、学校法人 10箇所】

- 児童生徒のつまずきや困難な状況を教員が気づくための理解啓発とその合理的配慮に関する研究
- 児童生徒本人や保護者からの合理的配慮の意思の表明に対する学校・教育委員会の教職員の合理的配慮の提供に関する研究 など

行動面、認知面、感覚面、対人面 等

入試の配慮、授業での配慮、定期試験の配慮

4. 特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業 8百万円

小・中・高等学校等における発達障害を含む障害のある児童生徒等に対する特別支援教育の体制充実のための組織強化を図るため、学校経営を行うために必要なノウハウ及び効果的な運営の在り方について、大学教授等の専門家を活用し、調査研究を行う。

【教育委員会 3地域】

1. 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業
2. **学校と福祉機関の連携支援事業**
3. 切れ目ない支援体制整備充実事業
4. 2019年度特別支援教育関係予算（案）
5. その他

家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告

～障害のある子と家族をもっと元気に～ 概要



1. 教育と福祉との連携に係る主な課題

学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていないため、円滑なコミュニケーションが図れておらず連携できていない。

2. 保護者支援に係る主な課題

乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、保護者は、どこに、どのような相談機関があるのかが分かりにくく、必要な支援を十分に受けられない。

今後の対応策

1. 教育と福祉との連携を推進するための方策

- 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所との関係構築の「場」の設置
- 学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知
- 学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化
- 個別の支援計画の活用促進

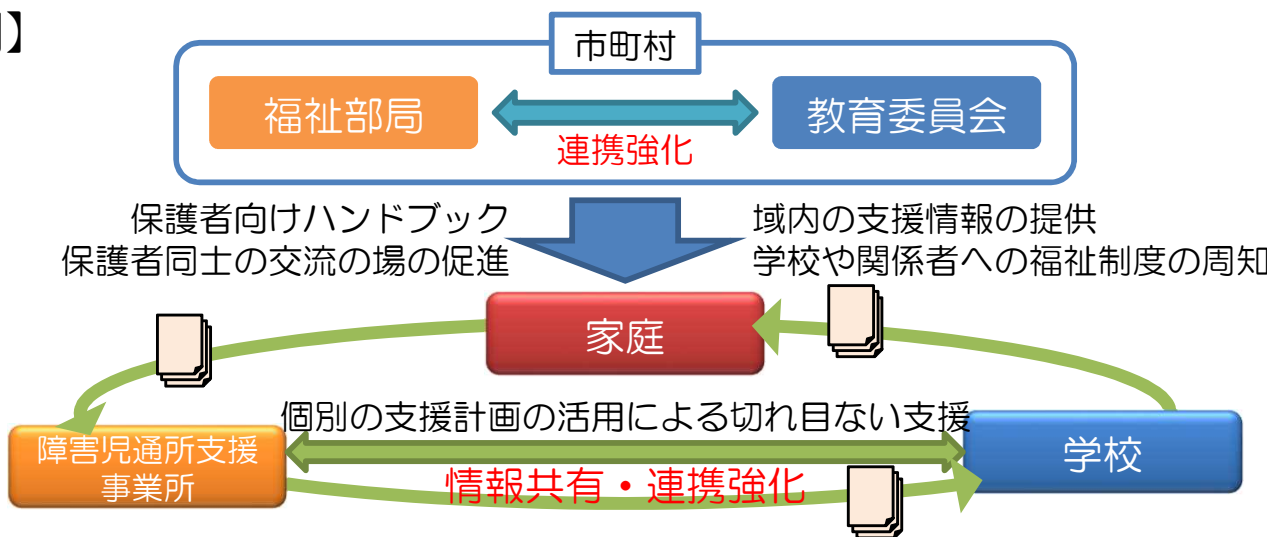
2. 保護者支援を推進するための方策

- 保護者支援のための相談窓口の整理
- 保護者支援のための情報提供の推進
- 保護者同士の交流の場等の促進
- 専門家による保護者への相談支援

【具体的な取組例】

(厚生労働省)
・放課後等デイサービスガイドラインの改定

・障害福祉サービス等報酬改定で拡充した連携加算を活用し、学校との連携を更に推進。



(文部科学省)
・個別の支援計画を活用し、切れ目ない支援体制を整備する自治体への支援

・保護者や関係機関と連携した計画の作成について省令に新たに規定

学校教育法施行規則の一部改正について（H30.8）

1. 趣旨

平成30年3月に取りまとめた文部科学省及び厚生労働省による「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト」の報告を踏まえ、障害のある子供が地域で切れ目なく支援を受けられるよう、各学校において作成する個別の教育支援計画について、保護者や医療、福祉、保健、労働等の関係機関等との連携を一層推進するため、必要な省令の改正を行う。

※個別の教育支援計画について

- ・ 障害のある児童生徒等について、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために作成する計画を「個別の教育支援計画」という。
- ・ 学習指導要領等において、特別支援学校や特別支援学級の児童生徒等、通級による指導を受ける児童生徒については全員作成することとされている。

2. 概要

学校教育法施行規則に以下の規定を新設する。

○ 特別支援学校に在学する幼児児童生徒について、個別の教育支援計画を作成することとし、当該計画の作成に当たっては、当該児童生徒等又は保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図らなければならないこととする。

○ 上記の規定について、小・中学校（義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を含む。）の特別支援学級の児童生徒及び小・中学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において学校教育法施行規則第140条に基づき障害に応じた特別の指導である通級による指導を受けている児童生徒について準用する。

3. 公布・施行

平成30年8月27日

背景説明

発達障害をはじめ障害のある子供たちへの支援にあたっては、行政分野を超えた切れ目ない連携が不可欠である。文部科学省と厚生労働省による、「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」の検討では、学校と放課後等デイサービス事業所等（障害児通所支援事業所）との連携不足が課題として挙げられた。

- 教職員や保護者の障害児通所支援事業所に関する理解不足
- 保護者を含めた関係者間の情報共有や連絡方法が定まっていない

目的・目標

各自治体において、関係部局の連携のもと、学校と障害児通所支援事業所について、現状を把握・分析した上で、広く波及可能な連携の在り方を研究する。

事業内容

都道府県・市区町村 4地域

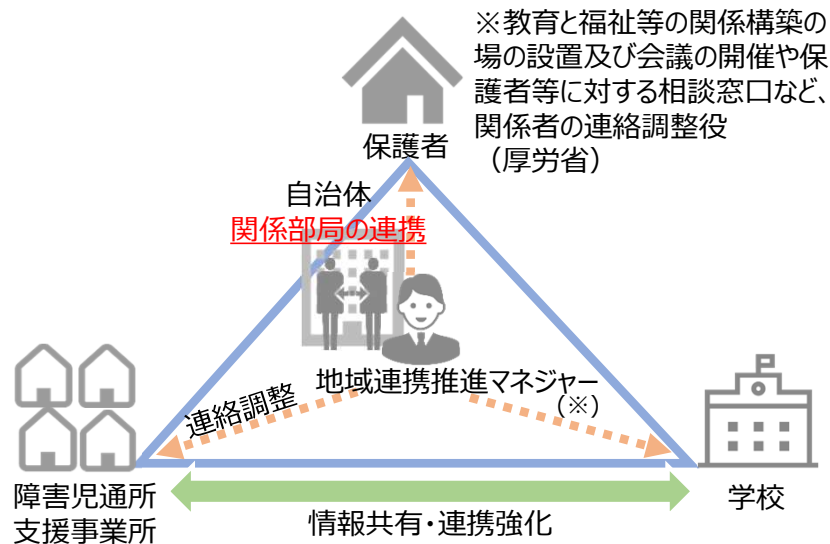
○現状の把握と分析

学校と障害児通所支援事業所の連携について現状と課題を把握した上で、連携に際して共有すべき事項やポイントについて、保護者との連携の観点も含めて整理する。

○分析をもとに、他自治体で波及可能な学校と障害児通所支援事業所の連携に際してのマニュアルを作成

- ・既存の会議等を活用した関係部局や関係機関が集まる場の設定（センター的機能としての特別支援学校の位置づけ等）
- ・相互理解の促進（教職員や保護者に対する障害児通所支援事業所の説明機会の確保等）
- ・年間を通じて関係者の間で交わすべき情報の整理
- ・下校時のトラブルや児童生徒の病気・事故時の対応の整理
- ・保護者の同意を含む、障害児通所支援事業所との連携や個人情報等に配慮した、個別の教育支援計画の様式、項目等の検討・作成

○調査分析支援員の配置



情報共有・連携強化の手法の研究（本事業）

現状を把握、分析した上で、連携にあたって取り組むべき事項について波及性のあるマニュアルを作成。

成果、事業を実施して、期待される効果

障害のある子供に対する、一貫した支援の提供に資するため、学校と障害児通所支援事業所の効率的かつ効果的な連携の在り方について調査研究を行い、他自治体に波及可能なマニュアル等を作成することで、全国的な教育と福祉の連携の推進につなげる。

1. 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業
2. 学校と福祉機関の連携支援事業
3. 切れ目ない支援体制整備充実事業
4. 2019年度特別支援教育関係予算（案）
5. その他

背景説明

2016年4月からの障害者差別解消法の施行、同年6月の児童福祉法の一部改正、同年8月からの発達障害者支援法の改正等を踏まえ、関係部局・関係機関の連携の下、特別な支援を必要とする子供に対して、就学前から就労に至るまで、一貫した支援体制の整備や看護師、外部専門家の配置を実施することが必要である。



目的・目標

切れ目ない支援体制整備や看護師、外部専門家の配置に向けた取組として、自治体等が、下記のⅠ、Ⅱの事業を行う場合に要する経費の一部を補助する。

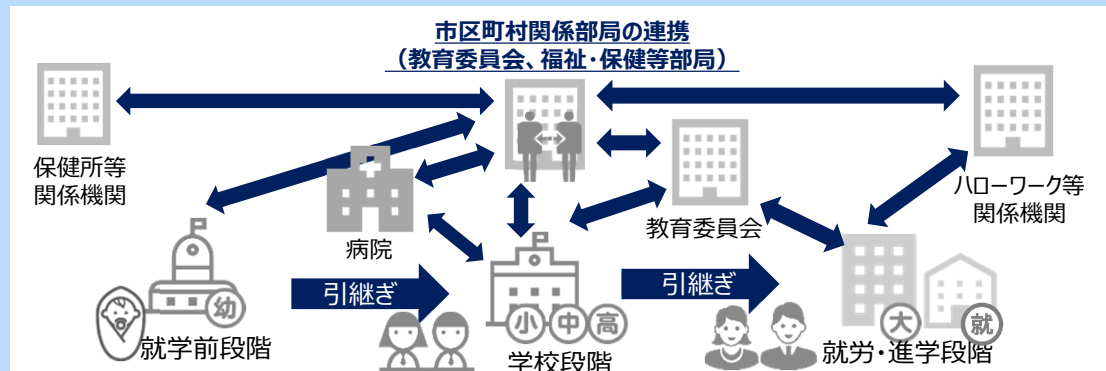
◇補助対象者 都道府県・市区町村、学校法人(私立特別支援学校等)

◇補助率 1/3

Ⅰ 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

教育・福祉・医療・労働分野等の関係部局や関係機関の連携体制の整備

- 各発達段階を通じ、円滑な情報の共有、引継ぎがなされるよう、**就学前段階から進学・就労段階にわたり**、各学校等で個別の支援情報に関する「**個別の教育支援計画**」等を作成し、就学、進級、進学、就労の際に、記載情報の取扱いについて十分配慮した上で、その内容が**適切に引き継がれる仕組の整備**
- 関係機関との連携を支援する**コーディネーター等の配置**（早期支援・就労支援・発達障害支援・合理的配慮コーディネーター）
- 教育・医療機関との連携による入院児童生徒（義務教育段階）の教育支援体制の整備**
- 上記取組における普及啓発



Ⅱ 看護師、外部専門家の配置

① 医療的ケアのための看護師【拡充】（1,500→1,800人）

学校において日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒が増加している状況を踏まえ、これらの児童生徒の教育の充実を図るため、学校に看護師を配置し、医療的ケアの実施等を行う。



② 外部専門家（348人）

特別支援学校のセンター的機能を充実させ、特別支援学校全体としての専門性を確保するとともに、特別支援学校以外の多様な学びの場における特別支援教育の体制を整備するため、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の外部専門家を配置・活用する。

切れ目ない支援体制整備充実事業（H30年度からの変更について）

見直しのポイント

各自治体において、切れ目ない支援体制の構築につながる取組を確実に進めてもらうため、関係機関等との連携促進に係る取組を、I にまとめた。

- ・「連携支援コーディネーター」について、I に統合。
 - ・義務教育段階の入院児童生徒に対する教育支援体制の整備についても補助対象に含むこととする。（H30年度「入院児童生徒等への教育保障体制整備事業」）
- なお、H30年度の「Ⅲ．特別支援教育の体制整備の推進」は廃止。

<H31要求>

I 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

教育・福祉・医療・労働分野等の関係部局や関係機関の連携体制の整備

- ・各発達段階を通じ、円滑な情報の共有、引継ぎがなされるよう、**就学前段階から進学・就労段階にわたり**、各学校等で個別の支援情報に関する「**個別の教育支援計画**」等を作成し、就学、進級、進学、就労の際に、記載情報の取扱いについて十分配慮した上で、その内容が**適切に引き継がれる仕組の整備**
- ・関係機関との連携を支援する**コーディネーター等の配置**（早期支援・就労支援・発達障害支援・合理的配慮コーディネーター）
- ・**教育・医療機関との連携による入院児童生徒（義務教育段階）の教育支援体制の整備**
- ・上記取組における普及啓発

II 看護師、外部専門家の配置

- ① **医療的ケアのための看護師【拡充】（1,500→1,800人）**
- ② **外部専門家（348人）**

<H30予算>

I 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

教育・福祉・医療・労働分野等の関係部局や関係機関が連携した体制を整備し支援する仕組の整備

II 特別支援教育専門家等配置

- ① 医療的ケアのための看護師
- ② **連携支援コーディネーター**
- ③ 外部専門家（348人）

III 特別支援教育体制整備の推進

- ① 特別支援連携協議会
- ② 研修

廃止 ←

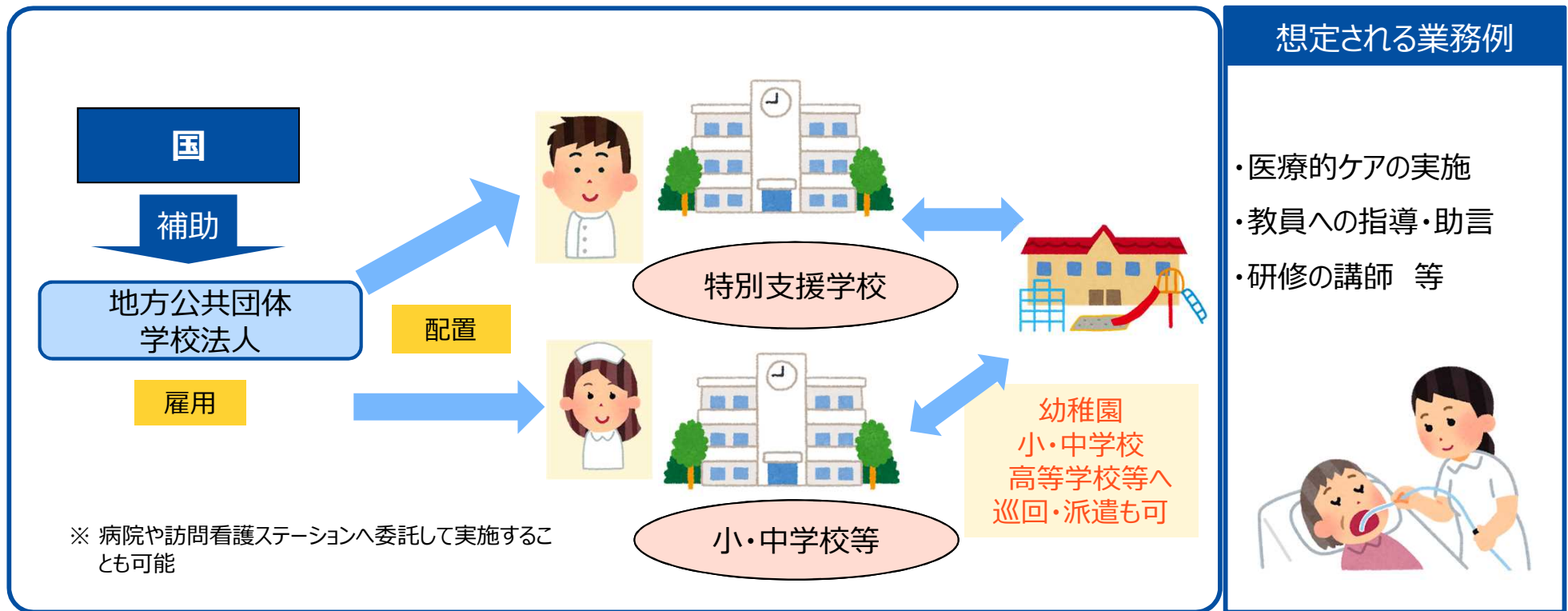
医療的ケアのための看護師配置事業 (切れ目ない支援体制整備充実事業)

2019年度予算額(案) 1,796百万円の内数
(前年度予算額 1,600百万円の内数)



概要

近年、学校において日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒が増加している。これらの児童生徒等の教育の充実を図るため、学校に看護師を配置し、医療的ケアの実施等行う。



補助金概要

- ◇補助率：1 / 3
- ◇配置人数：1,800人（平成 30年度：1,500人）
- ◇補助対象経費：看護師の雇用に係る報酬、共済費、旅費等

文部科学省

補助

都道府県・市区町村
学校法人
(私立特別支援学校等)

1. 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業
2. 学校と福祉機関の連携支援事業
3. 切れ目ない支援体制整備充実事業
4. 2019年度特別支援教育関係予算（案）
5. その他

切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

2019年度予算額（案） 2,586百万円
（前年度予算額 2,398百万円）



文部科学省

○切れ目ない支援体制整備充実事業 1,796百万円（1,600百万円） 【補助率1/3】(拡充)

2016年の障害者差別解消法の施行、発達障害者支援法の改正等を踏まえ自治体等の切れ目ない支援体制整備に向けた取組に対して経費の一部を補助。

◆特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

特別な支援を必要とする子供について、就学前から就労に至るまでの切れ目ない支援体制の整備を促すため教育部局と福祉・保健・医療・労働等の関係部局が連携し一貫した支援体制を構築する地域を支援する。

◆特別支援教育専門家配置(拡充)

医療的ケアのための看護師 1,500人⇒1,800人(+300人)

○学校における医療的ケア実施体制構築事業 59百万円（59百万円）

学校において高度な医療的ケアに対応するため、医師と連携した校内支援体制の構築や、医療的ケア実施マニュアル等の作成など、医療的ケア実施体制の充実に図る。

○発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

213百万円（280百万円）

◆発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業等

小・中・高等学校等における発達障害を含む障害のある児童生徒等に対する特別支援教育の体制充実のため通級による指導の担当教員に対する研修体制を構築するとともに、必要な指導方法について調査研究等を行う。

○学校と福祉機関の連携支援事業 10百万円(新規)

障害のある子供に対する、一貫した支援の提供に資するため、学校と障害児通所支援事業所の効率的かつ効果的な連携の在り方について調査研究を行う。

○発達障害に係る教員・支援人材専門性向上に係る検討会議の設置等

【国立特別支援教育総合研究所運営費交付金の内数】(新規)

教育や福祉の分野において、発達障害者支援にあたる人材が身に着けるべき専門性を整理し、指導的立場になる者に対する研修の在り方の検討等を行う。

○特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業 45百万円(50百万円)

特別支援教育を担当する教員の専門性の向上を図るため、特別支援学校教諭免許状等取得に資する取組や特別支援学校教員等に対する専門的な研修を実施する。

○学習指導要領等の趣旨徹底等及び学習・指導方法の改善・充実

139百万円(104百万円)(拡充)

教科書等の作成や新学習指導要領の周知・徹底等を着実に実施するとともに、改訂を踏まえた特別支援学校における学習・指導方法の改善・充実に図るための実践研究等を行う。

○学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進事業

51百万円(86百万円)

教育委員会等が主体となり、学校において、障害のある子供とない子供との交流及び共同学習の機会を設け、各教科やスポーツ、文化・芸術活動等を教育課程に位置づける等、障害者理解の一層の推進を図る。

○学習上の支援機器等教材活用促進事業 25百万円(20百万円)(拡充)

教員が障害の状態や特性を理解した上で、適切な支援機器等教材を選定・活用するために必要な指標及び支援機器の活用に伴う学習評価の研究等を行う。

○高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制整備事業

26百万円(新規)

主に高校教育段階の入院生徒等に対する、教育保障体制の整備について調査研究を実施する。

○教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト

210百万円(146百万円)(拡充)

発達障害や視覚障害等のある児童生徒が十分な教育を受けられる環境を整備するため、教科書デジタルデータを活用した音声教材等に関する効率的な製作方法や高等学校等における拡大教科書の普及促進、教材の活用に関するアセスメント等についての実践的な調査研究等を実施する。

等

(上記以外の施策: 就学支援・教職員定数の改善・学校施設整備)

○特別支援教育就学奨励費負担等 12,164百万円(11,567百万円)(拡充)【補助率1/2】

○国立特別支援教育総合研究所運営費交付金、施設整備費補助金 1,083百万円(1,087百万円)

○特別支援教育の充実の観点から、通級による指導担当教員の基礎定数化による教職員定数の改善を着実に実施

○学校施設整備(特別支援学校の教室不足解消のための補助、公立学校のバリアフリー化)【補助率1/3等】

背景説明

障害のある幼児児童生徒の将来の自立と社会参加に向けた学びの充実を図るためには、障害の状態や特性を踏まえた教材を効果的に活用し、適切な指導を行うことが必要である。



目的・目標

教員が支援機器教材を活用して適切な指導を行うための体制整備の充実を図るため、ICTを含めた支援機器等教材の選定・活用に必要な指標及び学習評価方法について調査研究を行う。

事業内容

障害のある幼児児童生徒の学習を支援する教材の整備や開発が進んできている中、教員が障害の状態や特性を理解した上で、**適切な支援機器等教材を選定・活用するために必要な指標及び支援機器等の活用に伴う学習評価の研究**を行う。また、通常の学級において、支援機器等教材を必要としない幼児児童生徒及び保護者に対し、教材や支援機器等教材の充実及び活用が、障害のある幼児児童生徒の**合理的配慮及び指導上必要であることを理解**してもらうための効果的取組について研究を行う。

【教育委員会、大学、学校法人：10箇所】

学習活動を行う際の困難さを把握し、適切な指導方法の工夫として教材を選定・活用するために必要な指標の研究

例1) 書字・理解の困難：
書字速度が遅く、書字の判読が難しい。情報量が多いと混乱しがち。



アセスメント

- ・書字に時間がかかり、情報の取りこぼしが多い。
- ・考えながら書くことが困難。
- ・表現力は豊かだが、情報量が増えると理解が及ばない。



選定・活用

例2) 他者との関わりの困難：
発語がない、通りすがりに友人等に手を出したりするなどの不適切な行動有。

- ・発語がなく、返事や要求の際は、「あー」「うー」などの発声や、近くの人の手を引くなど、言葉による意思表示が困難。

- ・レポートやHRのレジメ作成時にiPad（Word、カメラ機能など）を使用
- ・書字に要する時間を軽減し、話合いなどに集中できるようにする。



- ・学校生活において、絵カードやICT機器（音声ペン、iPod touch等）を使用
- ・絵カードの指さしや音声ツールを使用して、教員や友人に意思表示できるようにする。

教材の活用に伴う学習評価方法の研究

- ・教員は書字の指導ではなく、情報整理や文書構成について集中して指導が可能になった。
- ・他生徒との情報共有が容易になり、本人の自尊心が向上した。

- ・自ら積極的に教員や友人に関わるが増えた。
- ・言葉で関わることで、他者への不適切な関りがなくなった。

障害のない生徒等の理解促進

合理的配慮の提供についてのリーフレットを作成し、授業で扱うことで理解を促す など



1 趣旨

- (1) 近年、特別支援学校に在籍する子供たちの数が増加傾向にあるとともに、重複障害者の割合も増加傾向にあり、例えば、他の障害に自閉症を併せ有する者や視覚と聴覚の障害を併せ有する者など、多様な障害の種類や状態等に応じた指導がより強く求められるようになってきている。
新学習指導要領等においては、幼稚園、小・中・高等学校と同様に「社会に開かれた教育課程」や「主体的・対話的で深い学び」の実現（「アクティブ・ラーニング」の視点）など共通の方向性や、特別支援学校における教育課程編成や指導方法の改善・充実についての方向性が示されていることから、新特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施に向けて、教育課程編成や指導方法の工夫改善についての先導的な実践研究を行い、特別支援教育の質の向上を図る。
- (2) 2015年の地方からの提案等に関する対応方針（2015年12月22日閣議決定）において、知的障害に対する通級による指導の効果的な指導内容について、地方公共団体の参加を得て実践研究を行う方針が示されたことを踏まえ、当該方針に対応するためのモデル事業を実施する。

2 内容

「（1）新学習指導要領に向けた実践研究」及び「（2）知的障害に対する通級による指導についての実践研究」は、いずれも児童生徒を対象とした授業を実践的に行う。また、児童生徒に対し授業や準備を行うにあたり、外部人材等を活用するなど、新学習指導要領を意識した、特別支援学校における教育課程編成や指導方法の改善・充実の検討を行う。

（1）新学習指導要領に向けた実践研究

新特別支援学校学習指導要領等の内容を円滑に実施するため、新特別支援学校学習指導要領等に沿った教育課程編成や指導及び評価方法の工夫改善についての先導的な実践研究を行う。2019年度は、2017年度に採択した課題について、最終年度となることから、実践研究の成果の調査分析や普及を実施する。

実践研究：22箇所；調査分析・普及 1箇所

（2）知的障害に対する通級による指導についての実践研究

知的障害のある児童生徒に対する通級による指導の有効性について検証するため、特定の学校を研究開発を実施する学校に指定し、知的障害のある児童生徒に対する通級による指導について研究開発を行う。

2箇所



新学習指導要領に準じた
教育課程や指導方法等



どのように実施するかを検討
（例えば外部有識者・民間企業等を活用）



実際の授業で実践・評価
（例えば外部有識者・民間企業等を活用）



研究成果を全国へ展開
特別支援教育の質の向上

【目的】

2015年12月の中央教育審議会答申において教職員の専門性の向上が重要であると示されるとともに、新特別支援学校学習指導要領等に対応した指導等が求められることから、教職員の資質の向上を図る。

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申）

（2015年12月中央教育審議会）

- 特別支援学校の教員は、これまで以上に**特別支援学校教員としての専門性が求められている。**
- このため、**2020年度までの間に、おおむね全ての特別支援学校教員が免許状を保有することを目指し、国が必要な支援を行うことが適当である。**
- 小中学校の特別支援学級担任の保有率も**現状の2倍程度を目標として、特別支援学校教諭免許状の取得を進めることが期待される。**

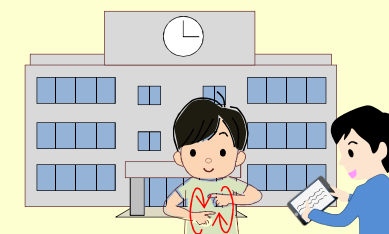
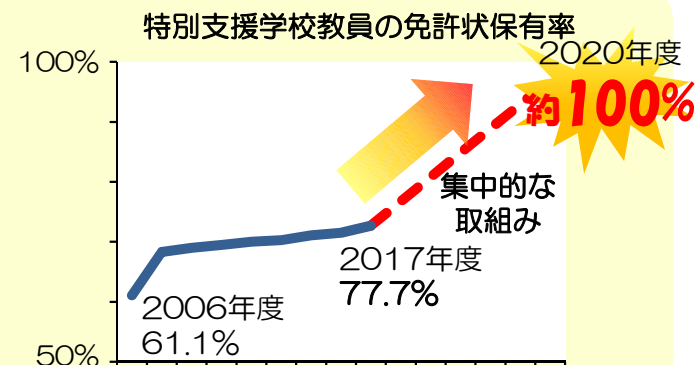
新特別支援学校学習指導要領（小学部・中学部）（2017年4月告示）

指導計画の作成と内容の取扱いに当たって、的確な意思の相互伝達などが行われるよう指導方法を工夫するなど、児童生徒の障害に応じた指導を一層推進する。

全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ（第九次提言）

（2016年5月教育再生実行会議）

国、地方公共団体は、学校現場での先進的な取組も参考にしつつ、発達障害の子供への対応力を向上させるための教員研修を充実する。



教職員等の専門性や資質の向上が必要

(1) 指導者養成講習会

特別支援学校教諭等免許状の取得を促進するため、免許法認定講習等の実施を支援する。

対面講習：19団体（18団体）、通信講習：1団体（1団体）

(2) 手話等のコミュニケーションツールを活用した教職員等の資質向上に関する講習会

手話やICT機器の活用など特別支援教育を必要とする児童生徒のコミュニケーションに関する専門性等について、教職員研修等を実施を支援する。

8団体（8団体）

(3) 民間団体等を活用した特別支援教育の理解啓発

新規採用の教職員や新たに特別支援教育に携わる教職員を中心とし、保護者や地域住民等も含めた特別支援教育関係者に対して特別支援教育の理解啓発を図る。

4団体（4団体）

学校における交流及び共同学習を通じた 障害者理解（心のバリアフリー）の推進事業

2019年度予算額(案) 51百万円
(前年度予算額 86百万円)



文部科学省

背景

障害者権利条約の批准や改正障害者基本法の趣旨等から共生社会の実現のために障害者理解の推進が求められているところであり、障害のある子供と障害のない子供の交流及び共同学習の推進が必要である。

また、**新学習指導要領の総則において、家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携が示されている。**

さらに、2017年2月に決定された「ユニバーサルデザイン2020行動計画」(ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議)においては、学校教育における取組として、**交流及び共同学習の更なる推進のための取組を行い、障害のある人とともにある「心のバリアフリー」授業の全面展開を図ること**となっている。

事業内容

教育委員会等が主体となり、交流及び共同学習が**域内の全ての学校において、単発的でなく、継続的な取組となること**を目標に以下の事業を実施する。

- ①交流及び共同学習を継続的な取組とするために、教育課程への位置づけ等、組織的かつ計画的な取組の在り方の研究
- ②学校間交流や居住地校交流等を進めるための関係する教育委員会との連携の在り方の研究
- ③障害のある大人の人との交流や地域における高齢者等の世代を越えた交流の在り方に関する研究 など

◆委託先：都道府県・市町村教育委員会・国立大学法人等（20箇所）

交流及び共同学習の実施方法例



ゴールボールなどのスポーツ活動



造形活動などの文化・芸術活動

**成果、事業を実施して、
期待される効果**

域内の全ての学校において、交流及び共同学習の機会を設け、各教科やスポーツ、文化・芸術活動等を教育課程に位置付ける等、障害者理解の一層の推進が図られる。

概要

医療技術の進歩等を背景として、例えば、**酸素吸入や人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医行為**が必要な児童生徒等の在籍が、学校において増加している。

学校において、こうした高度な医療的ケアにも対応するため、**医師と連携した校内支援体制の構築**や、**医療的ケア実施マニュアル等の作成**など、医療的ケア実施体制の充実を図る。

◆委託先：都道府県・指定都市教育委員会・市町村教育委員会 ◆委託箇所：20地域

○ 医療的ケアに精通した医師を医療的ケア指導医として委嘱し、校内支援体制の充実を図る。

- ・学校巡回指導
- ・校内医療的ケア運営委員会での助言
- ・医療的ケアに関する相談に対する助言等

○ 人工呼吸器の管理等が必要な医療的ケア児における、学校の施設・整備面や学校が設置されている地域の状況等を踏まえた受け入れ体制に応じて、指導医・医療機関・医師会・看護協会・医療系大学等と連携の下、体制の構築を図る。

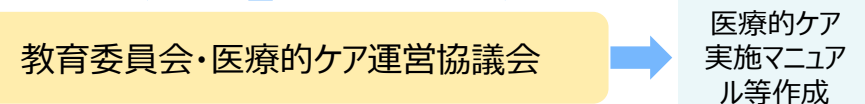
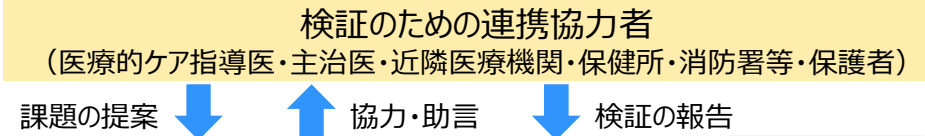
○ 検証を踏まえ、教育委員会・医療的ケア運営協議会において、高度な医療的ケアにも対応するための医療的ケア実施マニュアル等を作成。
教育委員会として学校の医療的ケア実施体制の構築を図る。

校内支援体制の充実



学校における課題の検証

(例)近隣に病院がない学校における人工呼吸器の管理等が必要な医療的ケア児の受け入れ体制の検証
<緊急時の対応（近隣医療機関との連携体制構築）等>



趣旨

- 「第3期がん対策推進基本計画」(2018年3月閣議決定)では、小児・AYA世代^(※1)のがん患者のサポート体制は、必ずしも十分なものではなく、特に、高校教育の段階においては、取組が遅れている、と指摘されている。
- これらの状況を踏まえ、主に高校教育段階の入院生徒等に対する、教育保障体制の整備について調査研究を実施。

現状と課題

1. 長期入院時等における学習指導の提供

- 高校生ががん等の疾病により長期入院等した場合、病弱特別支援学校に転学するケースが多い。
- また、病院等へ、在籍校の教師を派遣し学習指導が受けられる場合もあるが、ごく一部の自治体(神奈川県や大阪府等)にとどまっている。
- さらに、学習指導が実施されていない学校の割合は、義務教育段階(47.9%)^(※2)と比較して、高校段階(71.9%)^(※3)が高い。

2. 退院後の復学の取扱い

- 高校生ががん等の疾病により長期入院等した場合、在籍校を休学・退学せざるを得ないこともあり、退院後の不安を持つケースが多い。
- また、転学等をした生徒が復籍を希望した場合、条件なく復籍を認める学校の割合は14.3%^(※4)にとどまっている。

(参考)

- 「第3期がん対策推進基本計画」(2018年3月閣議決定)(抄)
小児・AYA世代のがん患者の中には、…特に、高校教育の段階においては、取組が遅れていることが指摘されている。このため、小児・AYA世代のがん患者が治療を受けながら学業を継続できるよう、入院中・療養中の教育支援、退院後の学校・地域での受け入れ体制の整備等の教育環境の更なる整備が求められている。

調査研究内容の例

(委託先: 都道府県・政令指定都市教育委員会等(5地域))

一貫した取組

入院前

- 入院後のスムーズな学習支援のための取組
- 入院予定の病院と在籍校の教育支援の体制等に関する連絡・調整のための取組

入院中

- 教師等の配置による学習支援などの実施
- ICT機器を用いた指導方法の研究

自宅療養時 退院

- 退院・自宅療養中の生徒の在籍校への復学を視野に入れた支援方策の研究

- 復籍や単位取得等入院する生徒の不安の軽減及び希望に沿った教育支援の方策を検討するための連絡会議の設置

※1 AYA世代とは、厚生労働省「小児がん拠点病院等の指定要件の見直しに関する報告書」において、15～39歳のがん患者を想定。

※2 平成26年度「長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査」において、「貴校では、在籍中に病気やけがによって入院した児童生徒にどのような学習指導(授業)を講じたことがありますか?又は、講じますか?」と尋ね、回答のあった小・中学校2,386校(病気やけがにより、延べ30課業日以上入院した児童生徒が所属している学校)のうち、「学習指導を実施していない」と回答した1,142校の割合。

※3 上記調査において、上記質問について回答のあった高等学校951校(同上)のうち、「学習指導を実施していない」と回答した684校の割合。

※4 上記調査において、「転学等をした生徒が復籍を希望した場合の取扱い」について尋ね、回答した高等学校4,960校のうち、「復籍を認める」と回答した709校の割合。

特別支援教育就学奨励費（負担金・補助金・交付金）

2019年度予算額（案） 12,164百万円
（前年度予算額 11,567百万円）



文部科学省

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等への就学の充実を図るため、障害のある児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行い、もってこれらの学校への就学を奨励するとともに特別支援教育の振興を図る。
（根拠法：特別支援学校への就学奨励に関する法律）

- **特別支援教育就学奨励費 負担金** 6,264百万円（6,061百万円）
 - ・ 公私立等の特別支援学校の小学部、中学部及び高等部（専攻科を除く）の児童生徒の保護者等に対する補助
- **特別支援教育就学奨励費 補助金** 5,325百万円（4,957百万円）
 - ・ 公私立等の特別支援学校（負担金の対象経費を除く）幼児児童生徒の保護者等に対する補助
 - ・ 公私立等の小・中学校等の特別支援学級の児童生徒及び通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の保護者等に対する補助
- **特別支援教育就学奨励費 交付金** 575百万円（549百万円）
 - ・ 国立大学法人が設置する国立大学に附属する特別支援学校並びに小・中学校等の特別支援学級の幼児児童生徒の保護者等に対する補助
 - ・ 国立大学法人が設置する国立大学に附属する小・中学校等の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の保護者等に対する補助



特別支援教育支援員の地方財政措置について

「特別支援教育支援員」は、公立幼稚園、小・中学校、高等学校において、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師等と連携のうえ、日常生活上の介助（食事、排泄、教室の移動補助等）、発達障害等の幼児児童生徒に対する学習支援、幼児児童生徒の健康・安全確保、周囲の幼児児童生徒の障害理解促進等を行う。



■特別支援教育支援員の配置に係る経費（継続）

□ 公立幼稚園、小・中学校及び高等学校において、障害のある幼児児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う「特別支援教育支援員」を配置するため、都道府県・市町村に対して、必要な経費を措置するもの。



学校種	2019年度(案)	2018年度
幼稚園	7,800人	7,600人
小・中学校	56,600人	55,000人
高等学校	600人	500人
合計	65,000人	63,100人

2007年度～：公立小・中学校について地方財政措置を開始

2009年度～：公立幼稚園について地方財政措置を開始

2011年度～：公立高等学校について地方財政措置を開始

1. 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業
2. 学校と福祉機関の連携支援事業
3. 切れ目ない支援体制整備充実事業
4. 2019年度特別支援教育関係予算（案）
5. その他

文部科学省 障害者活躍推進プラン

～障害のある人の力を生かして未来を切り開くために必要な5つの政策プラン～

1. 背景・経緯

- ◆ 障害者基本法の改正（H23）や障害者差別解消法の成立（H25）など、**障害の有無に関わらず、誰もが活躍できる「共生社会」の実現**に向けた取組の重要性
- ◆ 文部科学省においても、学校教育のみならず、生涯学習、スポーツ、文化芸術の各分野において障害者の社会における活躍に向けた取組を推進

文部科学省においても障害者雇用者数の不適切な計上が発覚。深い反省の上に**障害者雇用率の達成とより積極的な施策の推進が重要**

浮島文部科学副大臣のもとに、障害者の活躍推進の観点から「重点的に進める5つのプラン」として取り上げた各施策の担当課で構成する「**障害者活躍推進チーム**」（平成31年1月21日決定）を設置。

「**文部科学省 障害者活躍推進プラン**」を策定し、関係課が連携して実施することで、**障害のある人が、個性や能力を生かして我が国の未来を切り開くための施策を横断的・総合的に推進**

2. 重点的に進める5つのプラン(及び担当課)

- ① **障害のある人とともに働く環境を創る**（～文部科学省における障害者雇用推進プラン～）
担当:大臣官房人事課
- ② **発達障害等のある子供達の学びを支える**（～共生に向けた「学び」の質の向上プラン～）
担当:初等中等教育局特別支援教育課
- ③ **障害のある人の生涯にわたる多様な学びを応援する**（～障害者の生涯学習推進プラン～）
担当:総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課障害者学習支援推進室
- ④ **障害のある人の文化芸術活動を支援する**（～障害者による文化芸術活動推進プラン～）
担当:文化庁参事官(文化創造担当)
- ⑤ **障害のある人のスポーツ活動を支援する**（～障害者のスポーツ活動推進プラン～）
担当:スポーツ庁健康スポーツ課障害者スポーツ振興室

※プラン名称は仮称であり、公表に当たり変更する可能性があります。

3. 今後のスケジュール

- 月1～2回程度会議を開催。必要に応じて外部有識者等からヒアリングを実施。
- 各プランはそれぞれとりまとめ次第順次公表。本年4月頃をメドに5つのプランすべてを公表予定。

1. 趣旨、現状

義務教育段階の児童生徒数が年々減少する一方、特別支援教育を受ける児童生徒数は増加。

特に、通級による指導を受ける児童生徒数は5年間で約1.5倍。

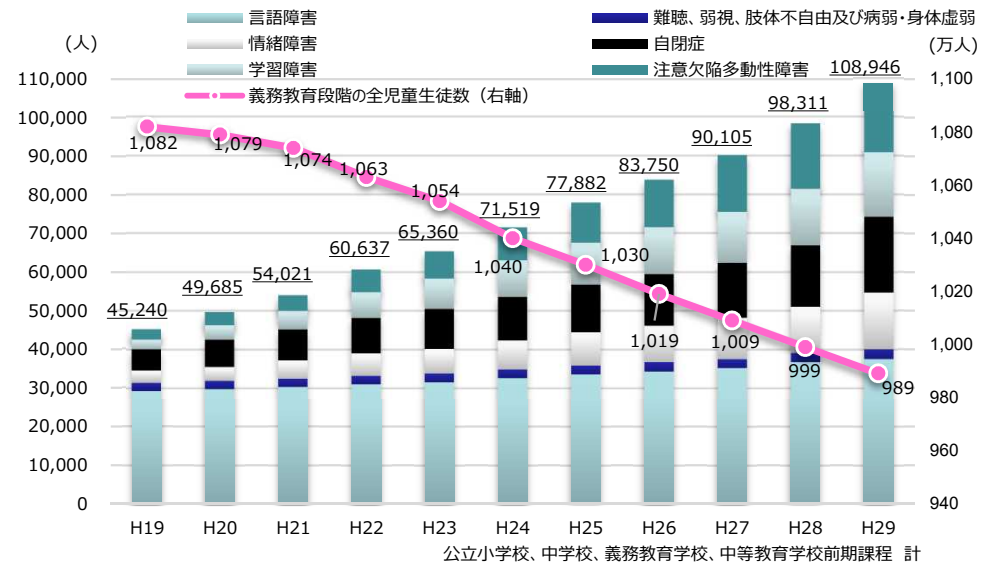
- ◆公立小中学校等における通級による指導の教員定数の基礎定数化（13人に1人）（H29.3 義務標準法改正）
- ◆高等学校等における通級による指導の制度化（H30.4）



必ずしも特別支援教育に関する専門的な知見を有していない教員が、指導を担当せざるを得ない状況にある。

また、通級による指導を受ける児童生徒数の割合は、都道府県によって大きなバラつきがある。

【義務教育段階の児童生徒数及び通級による指導を受けている児童生徒数の推移(平成29年5月1日現在)】



「一人も置き去りにしない教育」の実現

学校及び関係機関における発達障害等のある児童生徒に対する指導や支援に関する知見を集約・整理し、教員に還元することで、通級による指導を含む特別支援教育の充実を図り、児童生徒の学びの質の向上につなげていく。

2. 具体的方策と進め方

2019年度にかけて、以下について取り組む。

①通級における指導方法のガイドの作成

通級指導における指導方法（通級授業の在り方のモデル）や対象児童の決定、通級指導経営等に関する事例を含むガイドを作成する。

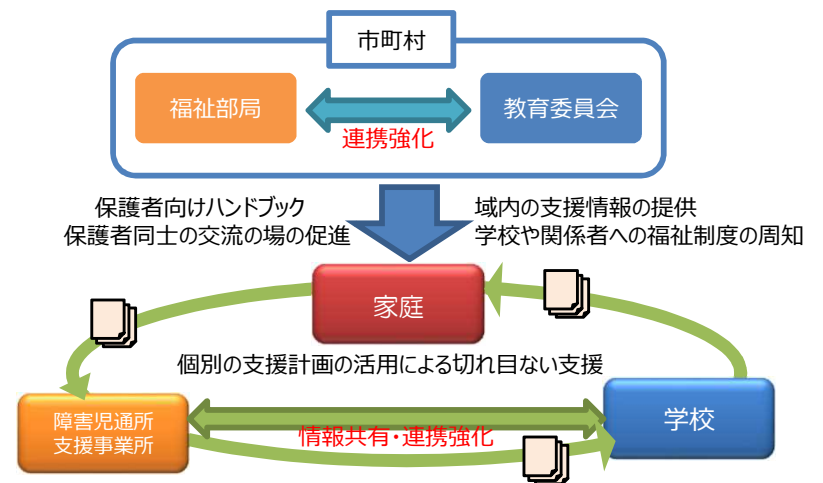
②「家庭・教育・福祉の連携」の確実な推進

文部科学省と厚生労働省が協働して取り組む家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト（※）の確実な推進に向け、調査研究等の関連事業や保護者に対し必要な情報等を提供するための各自治体におけるハンドブックの配布の推進等に取り組む。

③教師の特別支援教育に関する専門性を高めるための仕組みの検討

免許更新制の実質化も含めた養成・採用・研修全般にわたる改善・見直しの議論を踏まえつつ、教員の特別支援教育に関する専門性を高めるための仕組みについて検討する。（例えば、通級指導担当教員のための「履修証明」など。）

（※）家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト
各自治体において、教育委員会や福祉部局が主導し、支援が必要な障害児及びその保護者が地域で切れ目なく支援が受けられるよう、教育と福祉のより一層の連携を推進するための方策を検討した。（H29.12～H30.3）



特別支援教育の現状

障害のある子供に対し、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導及び支援を実施。

	特別支援学校	小・中学校等	
		特別支援学級	通級による指導
概要	障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高い教育を実施	障害の種別ごとの学級を編制し、子供一人一人に応じた教育を実施	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施
対象障害種と人数 (平成29年度)	視覚障害 (約5,300人) 聴覚障害 (約8,300人) 知的障害 (約128,900人) 肢体不自由 (約31,800人) 病弱・身体虚弱 (約19,400人) ※重複障害の場合はダブルカウントしている 合計：約141,900人 (平成19年度の約1.3倍)	知的障害 (約113,000人) 肢体不自由 (約4,500人) 病弱・身体虚弱 (約3,500人) 弱視 (約500人) 難聴 (約1,700人) 言語障害 (約1,700人) 自閉症・情緒障害 (約110,500人) 合計：約235,500人 (平成19年度の約2.1倍)	言語障害 (約37,600人) 自閉症 (約19,600人) 情緒障害 (約14,600人) 弱視 (約200人) 難聴 (約2,200人) 学習障害 (約16,500人) 注意欠陥多動性障害 (約18,100人) 肢体不自由 (約120人) 病弱・身体虚弱 (約30人) 合計：約109,000人 ※公立小・中 (平成19年度の約2.4倍)
幼児児童生徒数 (平成29年度)	幼稚部：約 1,400人 小学部：約41,100人 中学部：約30,700人 高等部：約68,700人 全児童生徒の0.7%	小学校：約167,300人 中学校：約 68,200人 全児童生徒の2.4%	小学校：約97,000人 中学校：約12,000人 全児童生徒の1.1% 高等学校は平成30年度から開始
学級編制定数措置 (公立)	【小・中】1学級6人 【高】 1学級8人 ※重複障害の場合、1学級3人	1学級8人	【小・中】13人に1人の教員を措置 ※平成29年度から基礎定数化 【高】 加配措置
教育課程	各教科等に加え、「自立活動」の指導を実施。障害の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成可。 ※知的障害者を教育する特別支援学校では、他の障害種と異なる教育課程を編成。	基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って編成するが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程が編成可。	通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成。 【小・中】週1～8コマ以内 【高】年間7単位以内
それぞれの児童生徒について 個別の教育支援計画 （家庭、地域、医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うための計画）と 個別の指導計画 （一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法等をまとめた計画）を作成。			

特別支援教育の対象の概念（義務教育段階）

(平成29年5月1日現在)

義務教育段階の全児童生徒数 989万人



特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱
聴覚障害 肢体不自由

小学校・中学校

特別支援学級

視覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害
聴覚障害 病弱・身体虚弱
知的障害 言語障害

(特別支援学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約1万8千人)

通常の学級

通級による指導

視覚障害 肢体不自由 自閉症
聴覚障害 病弱・身体虚弱 学習障害 (LD)
言語障害 情緒障害 注意欠陥多動性障害 (ADHD)

H19年比で1.2倍

0.7%
(約7万2千人)

H19年比で2.1倍

2.4%
(約23万6千人)

H19年比で2.4倍

1.1%
(約10万9千人)

4.2%
(約41万7千人)



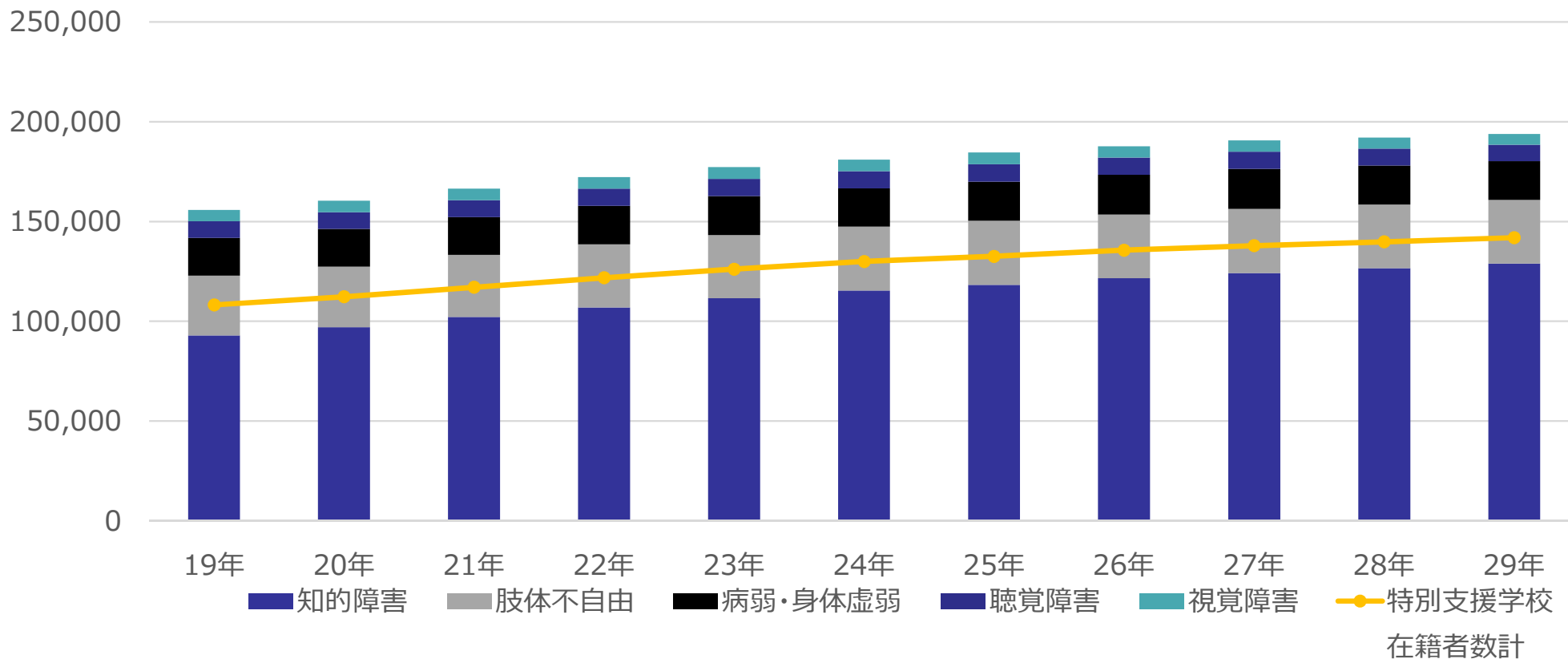
発達障害 (LD・ADHD・高機能自閉症等) の可能性のある児童生徒：6.5%程度※の在籍率

※この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。

(通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約2,000人 (うち通級：約250人))

特別支援教育の現状 ～特別支援学校の現状（平成29年5月1日現在）～

特別支援学校（幼稚部・小学部・中学部・高等部）在籍者の推移



	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	82	116	776	350	149	1,135
在籍者数	5,317	8,269	128,912	31,813	19,435	141,944

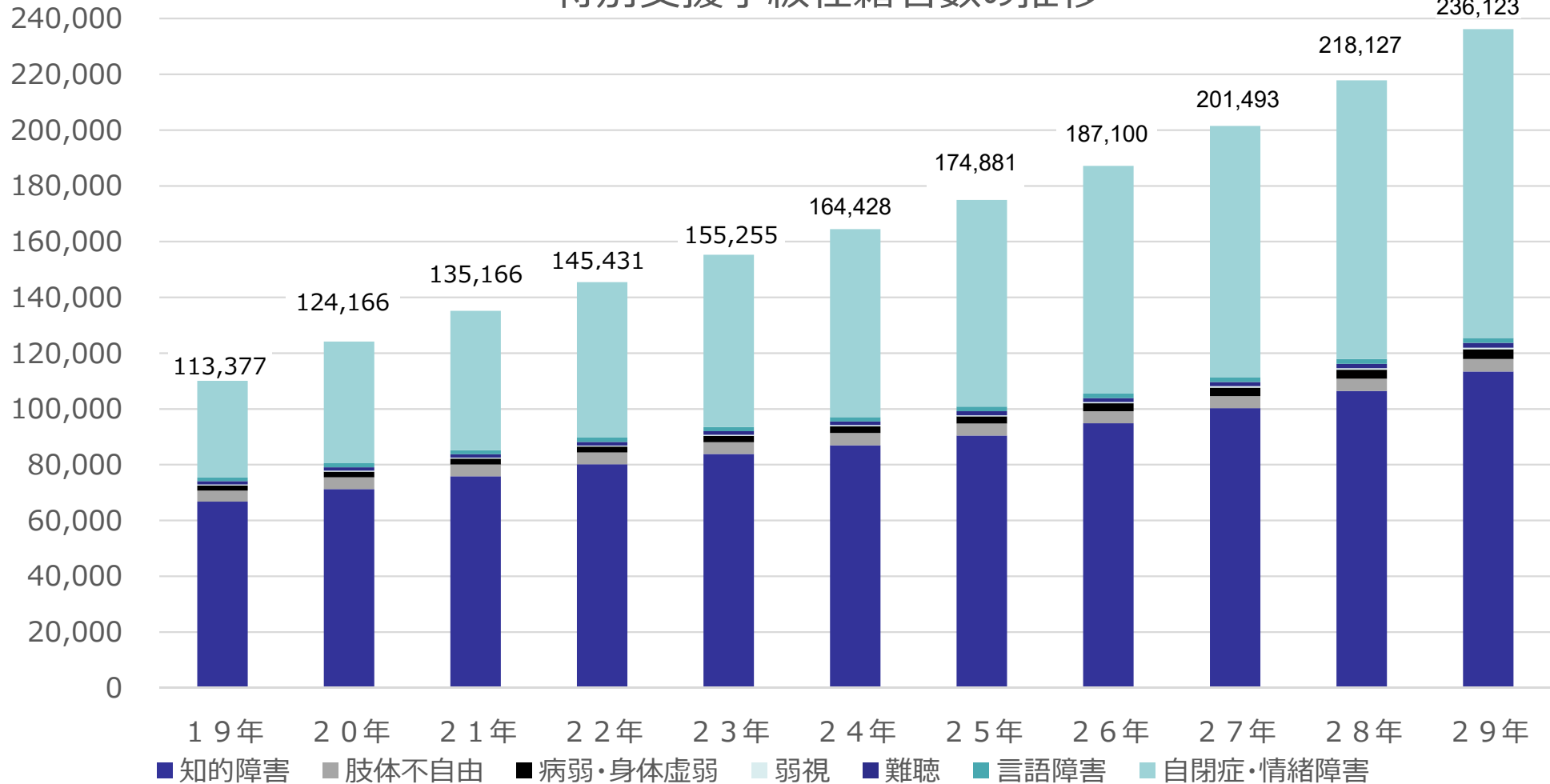
※注：在籍者数は、平成18年度までは在籍する学校の障害種別により集計していたため、複数の障害を有する者については、在籍する学校の障害種以外の障害について集計していない。平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害を有する者については、障害種のそれぞれに集計している。このため、障害種別の在籍者数の数値の合計は計と一致しない。

※注：学校数は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校については、それぞれの障害種に集計している。このため、障害種別の学校数の数値の合計は計と一致しない。

特別支援教育の現状 ～特別支援学級の現状（平成29年5月1日現在）～

特別支援学級は、障害のある子供のために小・中学校等に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級（8人を上限）であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

特別支援学級在籍者数の推移



小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程 計

	知的障害	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・ 情緒障害	計
学級数	27,128	3,040	2,112	477	1,126	667	25,795	60,345
在籍者数	113,361	4,515	3,505	547	1,717	1,741	110,737	236,123

お知らせ

発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業について、実践事例集をまとめております。

- ・系統性のある支援研究事業 実践事例集
- ・発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業 実践事例集

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/006/h29/1409214.htm

文部科学省では、ホームページ等により、特別支援教育の最新情報を提供しております。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm

(主な刊行物)

季刊特別支援教育 (年4回 3, 6, 9, 12月)

学習指導要領解説

教科書 (視覚障害、聴覚障害、知的障害) 及び指導書・解説

改訂第3版 障害に応じた通級による指導の手引 ●解説とQ&A●

よりよい理解のためにー交流及び共同学習事例集ー

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所でも、発達障害教育推進センターをはじめとするホームページ、メールマガジン等により、特別支援教育の情報発信をしております。

<http://www.nise.go.jp/>

発達障害教育情報センター
メールマガジン

http://icedd_new.nise.go.jp/

<http://www.nise.go.jp/magazine/>

是非御覧ください！